

京都市からのお知らせ
個人事業主・法人の皆さまへ

確定申告だけで終わっていませんか？ 償却資産申告もお忘れなく！

毎年1月は固定資産税（償却資産）の申告月です！
※法定申告期限は1月31日です。

償却資産とは…

事業を営むするために使用している構築物、機械・装置、工具・器具・備品等のことです。

申告するものは…

毎年1月1日現在の京都市内にある事業用資産の所有状況を申告してください。

申告書の提出方法は…

- ① 窓口持参 (右記からチェック！)
- ② 郵送
- ③ 電子申告 (PCから申告データ送信。印刷・郵送料不要)

詳しくはこちら！

電子申告 (eLTAX)



京都市 償却資産

検索

京都市 eLTAX

検索

CHECK!!

Q & A

Q 申告しなければいけないの？

A 地方税法第383条により、資産を所有されている方は申告が義務付けられています。

正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科されることがあります。

Q 具体的にどのような資産を申告するの？

A 税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産を申告していただくことになっています。



広報キャラクター 京乃つかさ
©CITY OF KYOTO 2021

<問合せ先> 京都市行財政局市税事務所法人諸税室 償却資産担当 TEL (075) 213-5214

